

地域主権改革の取組と成果

平成24年4月27日
内閣府地域主権戦略室

地域主権改革の推進体制

地域主権戦略会議

地域主権改革の司令塔

設置根拠：閣議決定

設置：平成 21 年 11 月 17 日

開催実績：16 回

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣府特命担当大臣（地域主権推進）

構成員：副総理、
総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、
国家戦略担当大臣、
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
内閣総理大臣が指名する有識者

「地域主権戦略大綱」で示された工程に沿って、
義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限
移譲、補助金等の一括交付金化、出先機関の原則
廃止等を議論

国と地方の協議の場

関係閣僚と地方 6 団体の代表が、地方に関する重
要政策について協議する場

設置根拠：国と地方の協議の場に関する法律

設置：平成 23 年 4 月 28 日

開催実績：（法制化後）本体会合 9 回、分科会 4 回

（国側）

議長：内閣官房長官

議長代行：総務大臣

構成員：副総理、
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）、
財務大臣、国家戦略担当大臣、
内閣府特命担当大臣（行政刷新）

（地方側）

副議長：全国知事会長

構成員：地方 6 団体の代表者

社会保障・税一体改革、子どもに対する手当、
地方財政対策、東日本大震災復興対策等について
協議

地域主権改革のこれまでの取組

改革課題

義務付け・枠付けの
見直し
基礎自治体への
権限移譲

補助金等の
一括交付金化

出先機関の
原則廃止

国と地方の
協議の場

改革の理念

事務の実施やその方法を地方議会が定める条例によって決定すること等により、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改める。

国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする。

事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。

地方に関する重要政策等について、国と地方が協議する場を設ける。

これまでの取組実績

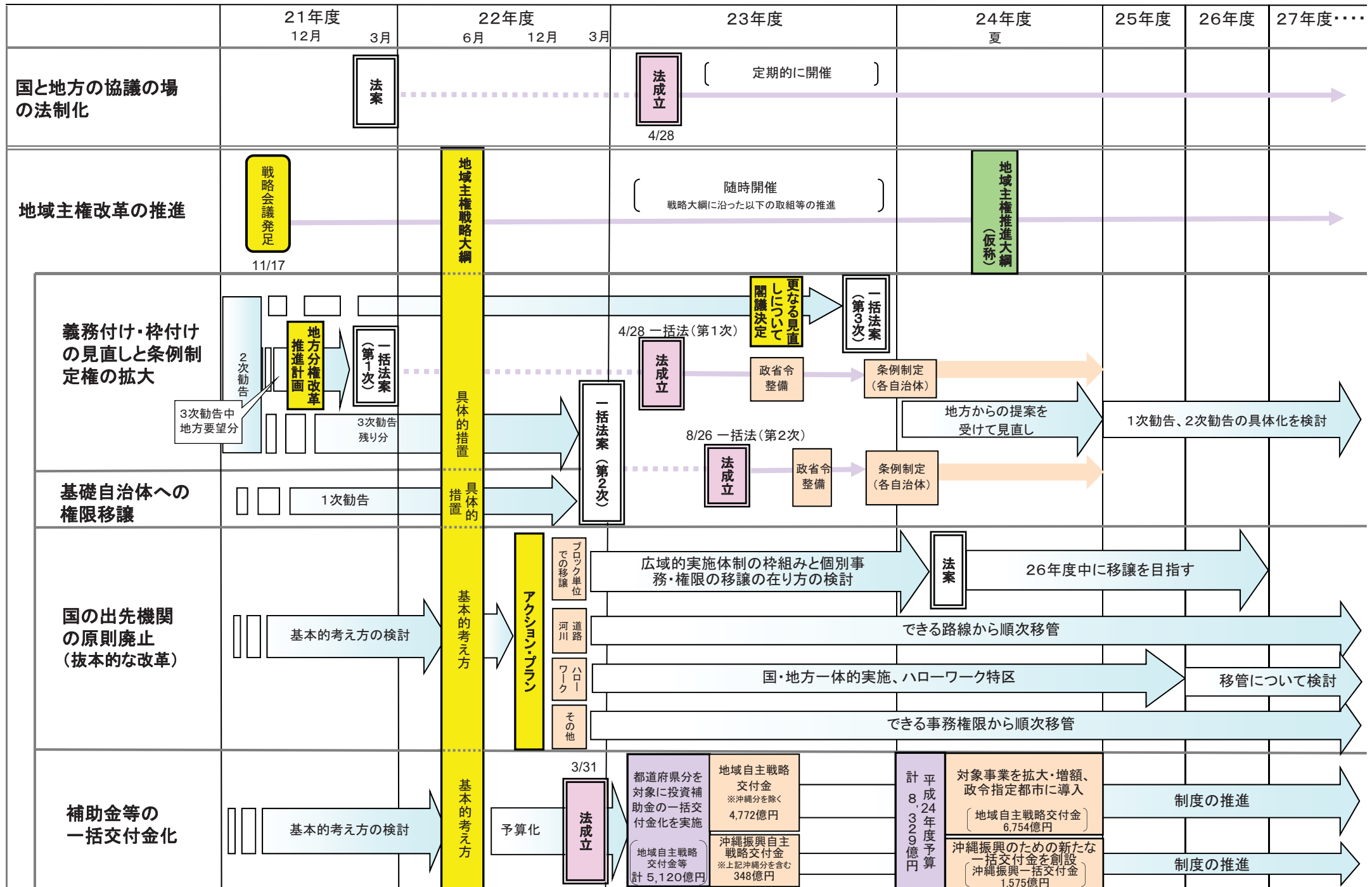
1 次一括法（23 年 4 月 28 日成立）
2 次一括法（23 年 8 月 26 日成立）
3 次一括法案（24 年 3 月 9 日国会提出）

「地域自主戦略交付金」等を創設
23 年度：5,120 億円※1
（※1 沖縄振興自主戦略交付金を含む）
24 年度：6,754 億円※2
（※2 沖縄振興一括交付金を含めると 8,329 億円）

「アクション・プラン」
（22 年 12 月 28 日閣議決定）
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に関する法案を今通常国会に提出予定

国と地方の協議の場法
（23 年 4 月 28 日成立）
法制化後、本体会合を 9 回開催

地域主権改革の進展状況



義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定状況調査の概要

平成24年4月
内閣府地域主権戦略室

1. 条例制定状況調査の概要

第1次一括法及び第2次一括法等により、地方自治体の条例制定権の拡大が図られたが、本年4月に施行される施設・公物設置管理基準等に係る条例委任に関し、条例の制定状況等について次の項目について調査を行い、全国の全ての都道府県・市区町村(1,789団体)から回答を得た。

- 条例の制定状況(制定済み、本年2月(3月)議会提出、今年度提出予定)
- 地域の実情を踏まえ、国の条例制定基準とは異なる内容の独自の基準を設ける例

2. 調査結果の概要

1,641団体(91.7%)において、何らかの条項について条例制定に着手(制定済み又は本年2月(3月)議会提出)している。しかしながら、保育所の設備・運営の基準等について、基準の具体的な内容を検討している団体も多く、本格的な条例制定は今年度中に行われる。今後、独自の基準など、先行する地方自治体の事例の情報提供・周知を図っていく。

○条例制定に着手した団体(1,641団体(91.7%))

- ・都道府県(47団体(100%))
- ・指定都市(19団体(95%))
- ・中核市(40団体(97.6%))
- ・他の市区町村(1,535団体(91.3%))

○分野ごとの条例制定の状況

- ・公営住宅の入居基準(1,684団体中、1,286団体(76.4%))
- ・道路の構造の技術的基準(1,789団体中、11団体(0.6%))
- ・保育所の設備・運営の基準(都道府県等108団体中、13団体(12%))
- ・職業能力開発促進法関係の基準(都道府県等87団体中、10団体(11.5%))
- ・公民館運営審議会の委員の委嘱基準(1,020団体中、944団体(92.5%))等

○施設・公物設置管理基準に係る条例委任についての施行

施行日は、第1次一括法・第2次一括法ともに → 平成24年4月1日

ただし、多くの改正事項について、施行の日から起算して1年を超えない期間内(平成25年3月31日まで)において、改正後の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、政令又は省令で定める基準は条例で定める基準とみなされることとする経過措置が設けられている。

国の基準と異なる地方独自の基準の例

公営住宅の入居基準

(※)特に居住の安定を図るべき者として、収入基準を通常より引き上げる世帯

【子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る観点からのもの】

- ・裁量階層(※)の対象範囲 多子世帯(18歳未満の子供が3人以上いる世帯)を追加(福井県)
:高齢者、未就学児童がいる世帯等 ⇒ 中学生以下の児童がいる世帯に拡大(奈良県桜井市等)
新婚世帯を追加、その収入基準を月収25.9万円以下に引上げ(兵庫県)

【定住促進・地域活性化の観点からのもの】

- ・収入基準:月収15.8万円以下⇒中山間地域の住宅については、月収25.9万円以下に引上げ(浜松市)
- ・同居親族要件:高齢者、障害者等以外は親族による世帯のみ入居⇒過疎地域であり、単身でも入居可能に(島根県津和野町)

【その他雇用・失業対策等の地域の課題への対応】

- ・同居親族要件:高齢者、障害者等以外は親族による世帯のみ入居⇒離職者は、単身でも入居可能に(愛知県)

道路の構造の技術的基準

【渋滞緩和の観点からのもの】

- ・交差点の車線幅:都市部のみ縮小可能⇒郊外部についても、縮小を可能にし、右折レーンの設置を容易に(香川県等)
- ・停車帯の幅員:原則2.5m⇒すり抜け防止、違法駐車対策のため、1.5mを標準に(愛知県)

【効率的・効果的な整備の観点からのもの】

- ・1.5車線道路:平地部の県道では導入できない⇒平地部の県道でも交通量が少ない場合は導入可能に(兵庫県)

保育所の設備・運営の基準

【待機児童の解消の観点からのもの】

- ・0、1歳児のほふく室の面積:1人当たり3.3㎡以上⇒年度途中の受入れに限り2.5㎡に緩和(東京都)
- ・0～6歳児の保育室等の面積:1人当たり1.65㎡～3.3㎡以上⇒待機児童が発生する地域の保育所は1.65㎡に緩和(大阪市)

【保育体制の強化の観点からのもの】

- ・職員の配置:保育士等以外は基準なし⇒食育推進担当者の配置を義務付け、0、1歳児保育につき保健師等の配置を努力義務化(佐賀県)
- ・防災計画:基準なし⇒避難誘導や市町担当者との連絡網を含む施設内防災計画の作成を義務付け(山口県)

義務付け・枠付けの見直し提案の概要（案）

平成24年4月
内閣府地域主権戦略室

1. 新たな義務付け・枠付けの見直しの位置付け

地方自治体に対する義務付け・枠付けについては、第1次見直しから第3次見直しまでの取組を進めてきており、重点分野を定め、分野ごとに横断的に見直しを行ってきた。2次にわたる一括法に引き続き、去る3月9日、第3次一括法案を国会に提出したところ。

今後とも、残された義務付け・枠付けの見直しに向けて、引き続き取り組んでいくこととし、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、義務付け・枠付けの見直しを検討する。

2. 義務付け・枠付けの見直し提案の概要

第1次一括法附則第47条、地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)及び義務付け・枠付けの更なる見直し(H23.11.29 閣議決定)を踏まえ、次のように、見直し提案を受けての検討を進める。

(1) 提案の方法

地方六団体による提案の取りまとめ

(2) 提案対象

- ・これまでの見直しで対象とならなかった事項
- ・これまで検討したものの見直しに至らなかった事項
- ・新たに設けられた規定等、地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項

(3) スケジュール(見込み)

平成24年5月

地方からの提案
受付開始

平成24年7月

各府省に対する
検討要請

平成24年夏～秋

各府省との調整
地域主権戦略会議
での議論

平成24年秋

地域主権戦略会議に報告
要法令改正事項の立案